

| | | | |
|------------------|--|------|------|
| 件 名 | 住宅密集地における礼拝施設建設に伴う葬祭行事・遺体処置の制限並びに周辺住民への事前説明及び合意形成の義務付けに関する陳情 | | |
| 提 出 者 住 所 氏 名 | 墨田区京島●●●●● ● ● ●●● | | |
| 受理年月日 | 令和8年1月29日 | 受理番号 | 第22号 |

要 旨

墨田区内、特に住宅密集地における礼拝施設の建設において、葬儀や遺体の搬入、エンバーミング（遺体衛生保全処置）等が行われる計画がある場合、地域住民の安全な生活環境と資産価値を守るために、以下の事項を強く求めます。

- 1 前面道路が狭い住宅地において、道路を封鎖するおそれのある遺体搬入車等の頻繁な通行・停車を制限し、又は代替案を提示させること。
- 2 遺体の安置やエンバーミングを行う施設について、公衆衛生及び心理的影響の観点から、立地基準の厳格化や用途制限を検討すること。
- 3 建設着工前に、計画の詳細（施設の用途、遺体の搬入経路、処置の内容等）を周辺住民に開示し、十分な説明会を開催するとともに、合意形成を義務付けるための行政指導を徹底すること。

（理 由）

現在、墨田区内の住宅・店舗・小規模事業所が混在する地域において、礼拝施設の建設が計画されています。しかし、その実態は単なる礼拝の場にとどまらず、葬儀や遺体衛生保全処置（エンバーミング）を伴うものであることが判明しており、地域住民に深刻な不安を与えてています。

1 交通の遮断と公共安全への脅威

当該予定地の前面道路は幅員わずか4メートルの裏通りであり、現状でも車両の離合が困難です。遺体搬入車が停車すれば道路は完全に塞がれ、近隣住民の通行のみならず、救急車や消防車等の緊急車両の通行をも阻害します。これは住宅密集地における防災・安全管理上、看過できない重大な問題です。

2 公衆衛生及び心理的影響と資産価値の下落

一軒家やマンション、飲食店が近接する施設において、日常的に遺体が搬入され、薬剤を用いた遺体処置が行われることは、住民に多大な精神的苦痛を与えます。このような「心理的瑕疵」を伴う施設の存在は、周辺不動産の資産価値を著しく毀損させるものであり、住民の財産権を脅かす事態です。

3 説明責任と合意形成の欠如

生活環境を根本から変えるような特異な施設の建設に当たり、周辺住民に対する事前の詳細な説明や対話が不足しています。特に「死者を扱う施設」という性質上、住民が抱く不安に対して誠実な回答と納得できる対策が示されるべきであり、強行的な建設は地域コミュニティの分断を招きます。

墨田区が掲げる「安全・安心なまちづくり」を実現するため、住民の切実な声に耳を傾け、適切な規制と指導を行ってください。

以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。

以 上